

## 講習会用映像教材リニューアル業務仕様書

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

## 1. 本業務の目的

当センターでは、産業廃棄物の処理業の許可を取得しようとする処理業者を対象に、産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な専門知識等を習得することを目的とした「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を開催している。

上記の講習会の受講者は、所定の科目の講義冒頭に導入部として何を学習するのか全体像を明確にするための映像教材を視聴するが、「安全衛生管理」の映像教材においては作製してから月日が経過しているため、「安全衛生管理」の映像教材のリニューアルを行う。

## 2. 業務内容

安全衛生管理の映像教材（10分間程度×1本分）のリニューアルを行う。

当センターが作成したシナリオを参照し、映像教材の修正に必要な一切の業務を請け負うこと。

- ①イラスト・テロップ等の作成・編集
- ②新聞記事・写真等の引用・利用承諾手続き
- ③野外での撮影（関東近辺で1～2日間程度）
  - ・当センターが指定する産業廃棄物処理施設等
- ④音楽・ナレーション吹き込み
- ⑤Web掲載用、DVD用のファイルを作製

## 3. 成果物の納品

(1) 納期：令和8年2月27日（金）

(2) 納品場所：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号

上野フロンティアタワー13階

(3) 納品物

- ・作成した全部の映像教材を電子媒体（DVD）に収納したもの・・・2部
- ・映像ファイル（MP4）

## 4. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権は当センター及び請負者に帰属する。なお、当センターは成果物を事業活動に関連する範囲で、無償で永久に使用することができる。また、本契約における著作物の全部又は一部について、制作会社及び作業担当者は、著作者人格権を行

- 使しないこと、及び商標登録、意匠登録、商品化などを行わないことを保証する。
- (2) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、当センターが第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
  - (3) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、当センターが第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
  - (4) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
  - (5) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 5. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、当センター担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。

連絡先：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 教育研修部

担当：西村（電話 03-5807-5913）メールアドレス kyoiku\_4@jwnet.or.jp